

鹿児島県と一般財団法人地域活性化センターとの 人材育成に関する連携協定の締結について

社会経済情勢が変化する中，行政サービスを安定的に提供していくためには，高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる自治体職員を育成することが必要です。鹿児島県と一般財団法人地域活性化センターは，鹿児島県における自治体職員の人材育成の強化を図ることを目的に，別紙のとおり連携協定を締結します。

令和4年11月8日



鹿児島県知事

塩田 康一



一般財団法人
地域活性化センター
理事長

椎川 忍

鹿児島県と一般財団法人地域活性化センターとの 人材育成に関する連携協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と一般財団法人地域活性化センター（以下「乙」という。）は、鹿児島県における自治体職員の人材育成の強化を図るため、この協定書（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 社会経済情勢が変化する中、行政サービスを安定的に提供していくためには、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる自治体職員を育成することが必要である。本協定は、甲と乙が連携・協力し、乙が設立以来30年余にわたり培ってきた人材育成のノウハウを活かすことなどにより、鹿児島県における自治体職員の人材育成の強化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に定める事項について、互いに連携・協力する。なお、具体的な事業内容は、甲及び乙が協議のうえ別に定める。

- (1) 甲及び乙による県職員の人材育成事業の共同開催
- (2) 乙が開催する人材育成事業への県職員（県内市町村職員や民間人材を含む。）の参加
- (3) 甲の職員の乙への研修派遣
- (4) 乙と連携協定を結ぶ団体・企業と甲とのインターンシップ等の交流

（推進体制）

第3条 甲の人材育成担当職員と乙の職員により人材育成のあり方を検討する推進体制を構築する。また、必要に応じて甲から乙へ派遣中の職員及び派遣経験職員、官民の地域づくり人材等から助言を受けるものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙協議のうえ決定する。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定終了日の30日以前に両当事者が別段の意思表示をしない場合は、本協定は同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（経費の負担）

第6条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、別途定める場合を除き、乙からの請求により甲が負担するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年11月8日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田 康一

乙 東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル13階
一般財団法人地域活性化センター
理事長 椎 川 忍